

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	仁心看護専門学校
設置者名	医療法人 仁心会

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門課程	看護学科	夜・通信	2550 単位時間	240 単位時間	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

HPで公表 <a href="http://jinshin.sakura.ne.jp/wp/zyouhou/">http://jinshin.sakura.ne.jp/wp/zyouhou/</a>
--

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	仁心看護専門学校
設置者名	医療法人 仁心会

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	運営委員会
役割	<p>運営委員会は、主として次の事項を審議し又は決定する。</p> <p>(1) 学則その他本校の規程に制定改廃に関する事  (2) 予算及び決算に関する事  (3) 教育方針、教育計画及び教育内容  (4) 学生の募集に関する事及び入学の選考に関する事  (5) 学生の単位修得の認定及び卒業の認定  (6) 学生の定員その他身分に関する事  (7) 教育施設に関する事  (8) 前各号に掲げるほかに重要な事項に関する事</p> <p>別紙：運営委員会 規程</p>

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
福山病院 総看護師長	始期 2020.4～ 終期 2022.3	就職病院
松下病院 総看護師長	始期 2020.4～ 終期 2022.3	実習病院
オレンジ学園 看護部長	始期 2020.4～ 終期 2022.3	実習病院
(備考) 運営委員会に外部人材を複数専任。		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	仁心看護専門学校
設置者名	医療法人 仁心会

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画(シラバス)を作成し、公表していること。

(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)

授業計画（シラバス）作成要領に基づき2月より作成し、4月完成。

4月末までにHPで公開予定。

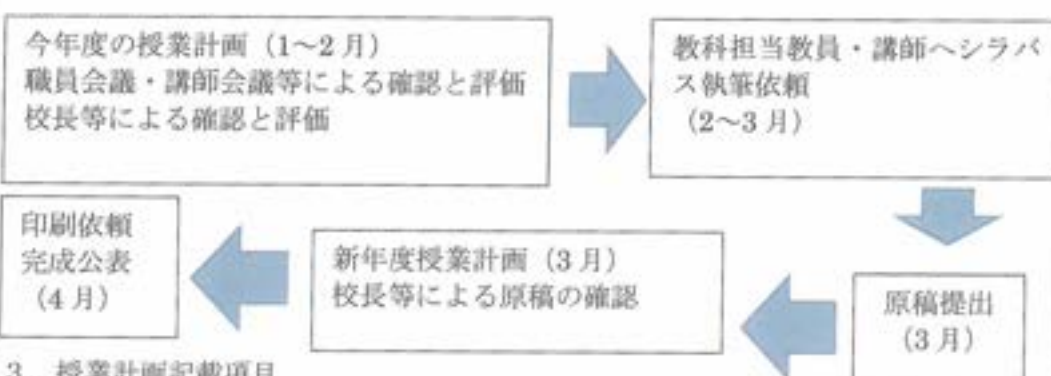
授業計画（シラバス）作成要領

1. 授業計画作成要領について

この作成要領は、授業計画作成のガイドラインとして、学生の主体的な学習の手助けとなるように定める。

2. 作成の流れ

授業計画は図のような流れで作成します。教育の質向上への取組みの一環として、校長・副校長・教務主任による授業計画のチェックを実施します。



3. 授業計画記載項目

- ① 授業科目、担当者名、実務経験有無（例：看護師内科勤務有・医師外科有）（実務経験を生かして学生に「その実務経験を生かして行う教育内容」）、単位数、時間数、授業形態、履修年次、授業の目標及び授業計画、使用教材及び参考文献、評価方法を記載する。  
また、担当者が複数名の場合は担当者相互で内容等を事前に調整し、連名で作成する。
- ② 授業の目標及び授業計画（授業の方法及び内容）
  - ・授業の概略、学問分野における授業の位置づけ
  - ・授業期間全体を通じた授業内容
  - ・実務経験を生かして行う教育内容
  - ・授業回数の確保及び試験項目
- ③ 使用教材及び参考文献
  - ・使用予定の書名、著者、発行所
- ④ 評価方法
  - ・授業目標に対して学修成果をどのように判断するのか。評価方法を記載。（例：出席状況、終講試験、小テスト、レポート、課題等）

別紙：授業計画（シラバス）作成要領添付

授業計画書の公表方法 <http://jinshin.sakura.ne.jp/wp/zyouhou/>

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

仁心看護専門学校履修規程及び仁心看護専門学校評価規程に基づく  
仁心看護専門学校履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、仁心看護専門学校学則施行細則第34条の規定に基づき、教育課程の履修に関する必要な事項を定める。

(履修)

第2条 授業科目の履修については、全科目を必修とする。

2 履修にあたっては、定められた各学年の教育計画に従わなければならない。

3 授業の1時限は90分とし、時間数は2時間とする。

4 授業科目ごとに出欠席を確認する。1時間の授業のうち15分を超えて受講しなかった場合は欠課とする。

(受験資格)

第3条 出席時間数が講義時間数の3分の2以上出席した者でなければ、その科目の試験を受けることができない。

2 公欠により出席時間数が満たない者は、教科担当者へ補習授業願(様式14号)を提出し許可を受けた後、所定の補習授業を受けることができる。

(修了試験)

第4条 修了試験は、各科目の授業終了後に実施する。

(試験の予告)

第5条 試験は、原則として1週間前に掲示等により予告し、各科目担当教員が行うものとする。

(追試験)

第6条 忌引その他やむを得ない理由により学科試験を受けることができなかった者は、追試験を受けることができる。ただし、学科試験当日の9時までに受験できない事由の連絡をしなければならない。

2 追試験を受けようとする者は、出席可能となった登校時に教科担当へ追試験願(様式第15号)を提出し、校長の許可を受けなければならない。

3 追試験は原則として出席可能となった初日に実施する。

4 再試験の追試験についても前項を適用する。

(再試験・単位認定試験)

第7条 試験の結果、不合格となった者は、再試験を受けることができる。

2 再試験を受けようとする者は、実施日前日の17時30分までに教科担当者へ再試験願(様式第16号)を提出し、校長の許可を受けなければならない。

3 再試験の結果、学年度末に不合格の科目(実習を除く)が2科目以内のものは、単位認定試験を受けることができる。

4 単位認定試験を受けようとする者は、実施日前日の17時30分までに教科担当者へ単位認定試験願(様式第16号の2)を提出し、校長の許可を受けなければならない。

(追試験・再試験・単位認定試験の予告)

第8条 追試験及び再試験・単位認定試験は、原則として校長の許可を得て行うものとし、実施方法は、前条に準ずる。

(受験料)

第9条 再試験・単位認定試験を受けようとする者は、受験料を納入しなければならない。

2 追試験の受講料は免除される。

(試験の方法)

第10条 授業科目の試験は、筆記、レポート提出、実技等の方法により行う。また、複数の方法も併用することができる。

	2	筆記試験の時間は、1科目 50分とする。
	3	やむを得ない理由によって試験開始後 20 分以内の遅刻した者については、受験を認める。ただし、試験時間は延長しない。試験室から退室は 30 分経過後とする。
第11条		受験中に不正行為があった場合は、即時受験を中止し、その学期の当該受験科目及びそれ以降の試験について受験資格を失う。
		(実習)
第12条		実習は定められた実習計画に従って履修する。
	2	実習に関する詳細は実習要項に定める。
	3	欠席時間が実習予定時間の 3 分の 1 を超え、実習評価を受けることができなかった者は再実習を受けることができる。
	4	実習評価が 60 点に満たない者は再実習を受けることができる。
	5	再実習受けようとする者は、所定の日までに教科担当者へ再実習願(様式第 17 号)を提出し再実習費を納入して、校長の許可を受けなければならない。
	6	次の科目は再実習を受けることができる。
	1)	基礎看護学実習Ⅰ(1年次)
	2)	成人看護学実習Ⅰクール(2年次)
	3)	小児看護学実習(2年次：医療施設実習)
	4)	母性看護学実習以外の実習(3年次)
	7	再実習は本校の規定する期間に行う。
	1)	基礎看護学実習Ⅰ : 1年次の春季休暇中
	2)	成人看護学実習Ⅰクール : 3年次の夏季休暇中
	3)	小児看護学実習(医療施設実習) : 2年次春季休暇中
	4)	3年次母性看護学実習以外の実習：成人看護学実習Ⅰクールの実習期間中
	8	再実習の期間で取得できる単位は以下の通りとする。
	1)	1年次春季休暇中は基礎看護学実習Ⅰの1単位
	2)	2年次春季休暇中は小児看護学実習の2単位
	3)	3年次夏季休暇中は成人看護学実習Ⅰクールの2単位
	4)	成人看護学実習Ⅰクールの実習期間中は3年次の実習の2単位
仁心看護専門学校評価規程		
(目的)		
第1条		この規程は、仁心看護専門学校(以下「本校」という)学則施行細則第34条の規定に基づき、学習の評価について必要な事項を定める。
(単位修得)		
第2条		授業科目の単位修得は本校において実施する試験に合格しなければならない。
	2	授業科目を受講し、合格した者に対して所定の単位を与える。
(試験)		
第3条		本校における単位認定の試験は、原則として修了試験・追試験及び再試験とする。
(学習の評価)		
第4条		学習の評価は、試験・実習評価表の成績、学習態度、出席状況などを総合し、下記の基準により行い、60点以上を合格、60点未満を不合格とし、次の標語をもって明示する。
		優(80点以上)・良(70～79点)・可(60～69点)・不可(59点以下)
	(1)	学科試験
	ア	学科評価は、出題教員の採点により、すべて100点制とする。ただし、1科目につき複数に及ぶときは、その平均点とする。

<p>イ 追試験の成績は得点の 80 パーセントとする。</p> <p>ウ 再試験は、単位ごとに実施し 60 点以上を合格として、得点は可：60 点とする。</p> <p>(2) 実習成績</p> <p>ア 実習評価は、実習指導者（実習施設側）及び担当教員の採点により、100 点制とする。</p> <p>イ 再実習の評価は 60 点以上を合格とし、得点は可：60 点とする。</p> <p>(評価対象外)</p> <p>第5条 正当な理由なく、また無届けで試験を受けなかった授業科目は、評価の対象としない。</p> <p>(成績表)</p> <p>第6条 各授業科目の評価は、成績表によって各人に通知する。</p> <p>(卒業の延期)</p> <p>第7条 所定の単位を修得できない者は、卒業を延期される。</p> <p>別紙：仁心看護専門学校履修規程添付 別紙：仁心看護専門学校評価規程添付</p>	
<p>3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p> <p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>履修評価の成績評価を点数化し、全科目の合計点の平均を算出する方法を客観的な指標として設定している。</p>	
客観的な指標の算出方法の公表方法	<a href="http://jinshin.sakura.ne.jp/wp/zyouhou/">http://jinshin.sakura.ne.jp/wp/zyouhou/</a>
<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p> <p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <p>ディプロマ・ポリシー（卒業認定に関する方針）</p> <p>学則 25 条に基づき、授業科目を履修し、卒業に必要な単位を取得した上で学生は卒業時に次の能力を修得していること。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 豊かな感性と人間を尊重する精神と態度を身につけている</li> <li>2. 看護の対象である人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として理解できる。</li> <li>3. 科学的根拠に基づいて、看護を実践できる基礎能力を身につけている。</li> <li>4. 保健・医療・福祉チームにおける看護の役割と責任を自覚し、社会貢献できる能力を身につけている。</li> <li>5. 国際的視野を持ち、専門職者として看護の向上に努め、人間的成長を図ることができる。</li> </ol>	
卒業の認定に関する方針の公表方法	<a href="http://jinshin.sakura.ne.jp/wp/zyouhou/">http://jinshin.sakura.ne.jp/wp/zyouhou/</a>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	仁心看護専門学校
設置者名	医療法人 仁心会

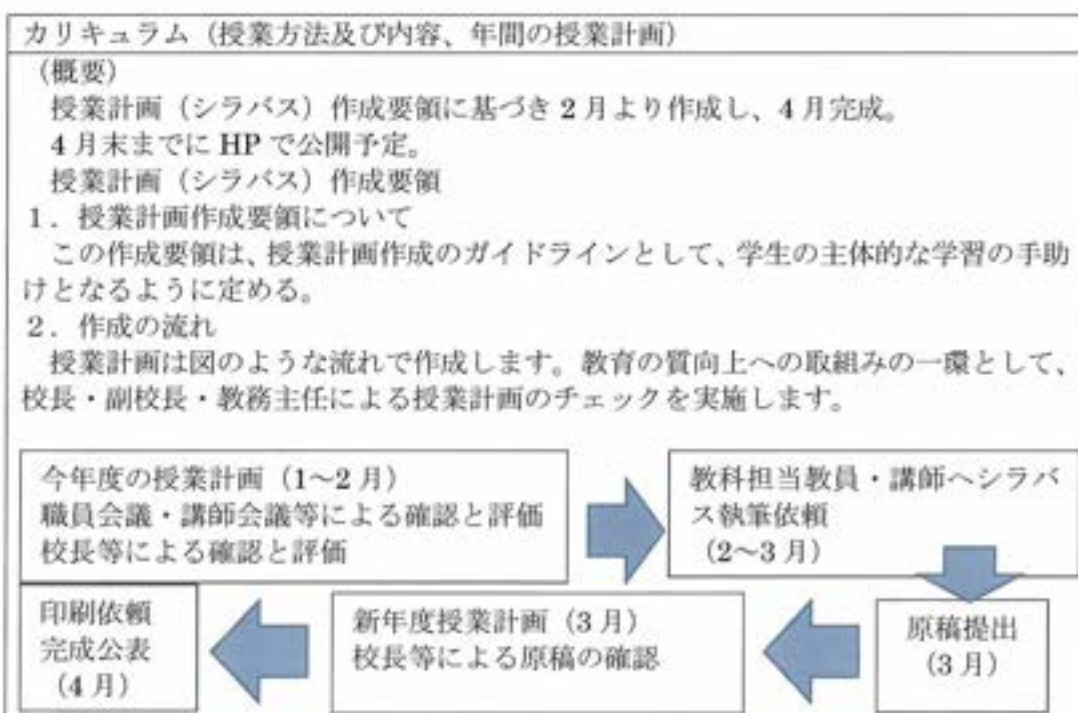
1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	<a href="http://jinshin.sakura.ne.jp/wp/zyouhou/">http://jinshin.sakura.ne.jp/wp/zyouhou/</a>
収支計算書又は損益計算書	<a href="http://jinshin.sakura.ne.jp/wp/zyouhou/">http://jinshin.sakura.ne.jp/wp/zyouhou/</a>
財産目録	<a href="http://jinshin.sakura.ne.jp/wp/zyouhou/">http://jinshin.sakura.ne.jp/wp/zyouhou/</a>
事業報告書	<a href="http://jinshin.sakura.ne.jp/wp/zyouhou/">http://jinshin.sakura.ne.jp/wp/zyouhou/</a>
監事による監査報告（書）	<a href="http://jinshin.sakura.ne.jp/wp/zyouhou/">http://jinshin.sakura.ne.jp/wp/zyouhou/</a>

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		専門課程	看護	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	3105 単位時間	1810 単位時間	170 単位時間	1035 単位時間		
			3015 単位時間				
生徒総定員数	生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
120人	103人	0	10人	41人	51人		





### 3. 授業計画記載項目

- ⑤ 授業科目、担当者名、実務経験有無（例：看護師勤務有・医師有）（実務経験を生かして学生に「その実務経験を生かして行う教育内容」）、単位数、時間数、授業形態、履修年次、授業の目標及び授業計画、使用教材及び参考文献、評価方法を記載する。  
また、担当者が複数名の場合は担当者相互で内容等を事前に調整し、連名で作成する。
- ⑥ 授業の目標及び授業計画（授業の方法及び内容）
- ・ 授業の概略、学問分野における授業の位置づけ
  - ・ 授業期間全体を通じた授業内容
  - ・ 実務経験を生かして行う教育内容
  - ・ 授業回数確保及び試験項目
- ⑦ 使用教材及び参考文献
- ・ 使用予定の書名、著者、発行所
- ⑧ 評価方法
- ・ 授業目標に対して学修成果をどのように判断するのか。評価方法を記載。（例：出席状況、終講試験、小テスト、レポート、課題等）

別紙：授業計画（シラバス）作成要領添付

#### 成績評価の基準・方法

（概要）

履修評価の成績評価を点数化し、全科目の合計点の平均を算出する方法を客観的な指標として設定している。

#### 卒業・進級の認定基準

（概要）

ディプロマ・ポリシー（卒業認定に関する方針）

学則 25 条に基づき、授業科目を履修し、卒業に必要な単位を取得した上で学生は卒業時に次の能力を修得していること。

1. 豊かな感性と人間を尊重する精神と態度を身につけている
2. 看護の対象である人間を身体的・精神的・社会的に統合された存在として理解できる。
3. 科学的根拠に基づいて、看護を実践できる基礎能力を身につけている。
4. 保健・医療・福祉チームにおける看護の役割と責任を自覚し、社会貢献できる能力を身につけている。
5. 国際的視野を持ち、専門職者として看護の向上に努め、人間的成長を図ることができる。

#### 学修支援等

（概要）

個別面談・授業内容の補講、補習・国家試験対策授業、個別指導（保護者も含む）等を行っております。

また、精神ケアにはスクールカウンセラー及び病院診療を利用しております。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
38人 (100%)	0人 (%)	38人 (100%)	0人 (%)
(主な就職、業界等) 病院			
(就職指導内容) 在学中は、外部講師を招いてのセミナーや個別の面接練習等を行っております。また、1年次から個人面談を中心に指導しております。			
(主な学修成果（資格・検定等）) 専門士・石護師国家試験受験資格・保健師、助産師学校の受験資格・大学養護教諭養成課程受験資格・大学入学編入資格			
(備考)（任意記載事項） 進学：助産学校・大学編入			

中途退学の現状		
当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
107人	5人	5%
(中途退学の主な理由) 学業不振、進路変更、健康面		
(中退防止・中退者支援のための取組) 在学中は1年次から個人面談を中心に学習指導や生活指導しております。 スクールカウンセラーも利用しております。		

## ②学校単位の情報

### a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考（任意記載事項）
看護学科	150,000円	540,000円	240,000円	
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援（任意記載事項）				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) <a href="http://jinshin.sakura.ne.jp/wp/wp-content/uploads/2019/06/unneihyouka_H30.pdf">http://jinshin.sakura.ne.jp/wp/wp-content/uploads/2019/06/unneihyouka_H30.pdf</a>
学校関係者評価の基本方針(実施方法・体制) 下記の方針・規程を定め、委員の選任を行う。 学校関係者評価基本方針
1. 目的 ① 本校の教育活動や学校運営の状況に関する評価を積極的に行い、その結果に基づき改善を図り、社会にとって必要な人材を育成していく。 ② 自己評価に結果に基づいて行う学校関係者評価の実施とその結果の公表・説明により、関係者に対して、適切に説明責任を果たす。
2. 学校関係者評価に時期 ① 自己評価 教職員が、本校の理念・目標に照らして、自らの活動について行う評価。前年度の自己評価を2月までに完了する。 ② 学校関係者評価 学校関係者(専門分野委員、卒業生、保護者、その他教育に関する有識者等)を学校自ら専任し、構成された評価委員会が自己評価の結果について行う評価。
3. 学校関係者評価の内容 学校関係者評価については、自己評価を行った以下の項目について実施する。 ① 教育理念・目的 ② 教育目標 ③ 教育課程経営 ④ 教授・学習・評価過程 ⑤ 経営・管理過程 ⑥ 入学 ⑦ 卒業・就職・進学 ⑧ 地域社会・国際交流 ⑨ 研究
4. 学校関係者評価の組織 ① 学校関係者評価委員会を組織する。 ② 委員会の構成は、別紙「学校関係者評価委員会名簿」による。
5. 学校関係者評価の実施 ① 原則として1年間1回委員会を実施する。 ② 委員会実施前に、学校で行った自己点検評価の資料を各委員に配布する。
6. 学校関係者評価の公表 ① 学校関係者評価の結果は、学校ホームページで公表する。
7. 学校関係者評価の活用 ① 目標設定→実行→評価→改善の一連のサイクルを通じて、共通目標設定へ活用する。 ② 評価結果は、新年度年間計画作成の参考資料とする。
別紙：学校関係者評価会議報告書 別紙：学校関係者評価基本方針添付 別紙：学校関係者評価委員会規程添付 別紙：学校関係者委員会名簿添付 氏名非公表

学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
後援会会長及び役員	始期 2020.4～ 終期 2022.3	保護者
看護師	始期 2020.4～ 終期 2022.3	卒業生
松下病院総看護師長	始期 2020.4～ 終期 2022.3	専門分野委員
福山病院総看護師長	始期 2020.4～ 終期 2022.3	専門分野委員
オレンジ学園看護部長	始期 2020.4～ 終期 2022.3	専門分野委員
たちばな医療専門学校副校長	始期 2020.4～ 終期 2022.3	教育に関する有識者
たちばな医療専門学校事務長	始期 2020.4～ 終期 2022.3	教育に関する有識者 及び財務関係有識者
学校関係者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) 令和元年度学校関係者評価会議報告書を下記のホームページで公表。 <a href="http://jinshin.sakura.ne.jp/wp/zyouhou/">http://jinshin.sakura.ne.jp/wp/zyouhou/</a>		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) <a href="http://jinshin.sakura.ne.jp/wp/">http://jinshin.sakura.ne.jp/wp/</a>
--